特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北名古屋市は、福祉医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北名古屋市長

公表日

令和6年1月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	福祉医療に関する事務					
	愛知県福祉医療費支給事業補助金制度及び北名古屋市医療費支給条例、北名古屋市医療費支給条 例施行規則、北名古屋市後期高齢者福祉医療費給付要綱に基づき、福祉の増進を図ることを目的と し、以下の事務を行っている。					
	1 子ども医療費助成の受給者資格に関する事務 ・資格取得及び喪失、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理、及 び医療費受給者証、通知書の交付を行う。					
	2 子ども医療費助成受給資格者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。 ・レセプト情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理、高額療養費の申請及び受領、第三者行為に 係る医療費の求償を行う。					
	3 障害者医療費助成の受給者資格に関する事務 ・資格取得、喪失及び更新、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理、及び医療費受給者証、通知書の交付を行う。					
②事務の概要	4 障害者医療費助成受給資格者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。 ・レセプト情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理、高額療養費の申請及び受領、第三者行為に係る医療費の求償を行う。					
	5 母子・父子家庭医療費助成の受給者資格に関する事務 ・資格取得、喪失及び更新、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理、及び医療費受給者証、通知書の交付を行う。					
	6 母子・父子家庭医療費助成受給資格者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。 ・レセプト情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理、高額療養費の申請及び受領、第三者行為に 係る医療費の求償を行う。					
	7後期高齢者福祉医療費助成の受給者資格に関する事務 ・資格取得、喪失及び更新、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理、及び医療費受給者証、通知書の交付を行う。					
	8 後期高齢者福祉医療費助成受給資格者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。 ・レセプト情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理、高額療養費の申請及び受領、第三者行為に 係る医療費の求償を行う。					
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、福祉医療システム					
2. 特定個人情報ファイル:	2. 特定個人情報ファイル名					
福祉医療受給者ファイル、福祉医療給付ファイル、福祉医療高額ファイル						
3. 個人番号の利用						

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第2項 北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用に関する条例(平成27年北名古屋市条例第37号)第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携								
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第9号							
5. 評価実施機関における担当部署								
①部署	市民健康部国保医療課							
②所属長の役職名	国保医療課長							
6. 他の評価実施機関								
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求								
請求先	北名古屋市役所 市民健康部 国保医療課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 電話番号 0568-22-1111							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ								
連絡先	北名古屋市役所 市民健康部 国保医療課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 電話番号 0568-22-1111							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	15年12月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	15年12月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	重点項目評	価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除	<。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている			